

公益社団法人日本水道協会中部地方支部第 15 条第 1 項に規定する
会費の額の特例に関する規則

第 1 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの間において会員が納入すべき会費の額の算出に当たっては、公益社団法人日本水道協会中部地方支部規則第 15 条 1 項にかかわらず、同項中「100 分の 28.5 相当額」とあるのは「100 分の 25.7 相当額」と、「100 分の 19 相当額」とあるのは「100 分の 17.1 相当額」と読み替えるものとする。

第 2 条 削除

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。